

平成22年第2回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成22年2月9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年2月9日
2. 閉 会 平成22年2月9日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷沼 清 吉
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	8番	佐 野 悦 朗	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	大 沼 洋 平		

2. 不応招議員

な し

平成22年第2回西会津町議会臨時会会議録

平成22年2月9日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
総務税政課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	農業委員会会長	齋藤 太喜男
経済振興課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第2回議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年2月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第8次）

日程第6 議案第2号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第4次）

日程第7 議案第3号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）

日程第8 議案第4号 平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）

閉 会

（経済常任委員会）

○議長 ただいまから、平成 22 年第 2 回西会津町議会臨時会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、4 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を。農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、渡部昌君、7 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 2 月 9 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 2 月 9 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算 (第 8 次) を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、平成 21 年度一般会計補正予算 (第 8 次) の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。ただ今町長が提案理由でご説明申し上げたとおり、国の平成 21 年度第 2 次補正予算が本年 1 月 28 日に成立したことに伴い、地方公共団体に

おけるきめ細かなインフラ整備を支援するため、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を新たに計上するとともに、国の第1次補正予算に基づき実施している事業費の組み替え、さらに除雪経費の追加や園芸ハウスの雪害による復旧のための補助金などを計上するものであります。

これらの財源といたしましては、国庫補助金を充当するほか、不足する部分につきましては、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,371万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,596万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金1億239万5千円の増であります。これは、国の第1次補正予算事業である「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」で119万7千円の減、国の第2次補正予算事業である「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」で1億359万2千円を新規に計上するものであります。

次に、5目教育費国庫補助金126万2千円の減であります。これも国の第1次補正予算事業であります。学校情報通信技術環境整備事業費補助金の減であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金5,257万8千円の増であります。歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高は3億1,673千円となる見込みであります。

次に、歳出であります。まず国の第2次補正予算事業である「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」につきましては、事業の性格上、全事業が公共施設の修繕に関する事業であり、冬期間であることと、年度終了まで2カ月を切っていることから、すべて繰越事業として実施される見込みであります。

したがって、当該事業につきましては、第2表繰越明許費と重複することとなりますので、具体的内容につきましては、第2表繰越明許費で説明をさせていただきたいと思っております。ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、4ページをご覧いただきたいと思っております。

第2表繰越明許費であります。まず2款総務費、1項総務管理費のうち、支所庁舎修繕工事事業450万円あります。奥川支所の屋上防水工事であります。次に、野球場施設改修事業に2,500万円は、さゆり公園野球場の砂の入替えと整地を行うものであります。

次に、公園施設修繕事業400万円あります。さゆり公園内の街路灯増設、プールの

修繕及び塗装事業などであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉施設改修事業 1,000 万円ではありますが、老人憩の家の浄化槽入替え及びトイレの改修事業であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費のうち、保健センター施設改修事業 440 万円ではありますが、保健センターの屋根葺き替えと内装改修を行うものであります。

次に、水道事業会計繰出金 530 万円と簡易水道等事業特別会計繰出金 750 万円は、それぞれの会計における施設及び機械器具の修繕事業にかかる繰出金であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費の橋りょう高欄修繕工事事業 500 万円は、橋りょう高欄の塗装及び一部交換工事を行うものであります。

次に、3項都市計画費の下水道施設事業特別会計繰出金 800 万円は、同会計で行う施設及び機械器具の修繕事業にかかる繰出金であります。

次に、4項住宅費の町営住宅団地修繕工事事業 300 万円は、西原住宅内の道路舗装及び街路灯の増設であります。

次に、9款消防費、1項消防費の消防施設修繕工事事業 1,420 万円は、防火水槽のマンホール修繕、ポンプ庫の屋根塗装及び葺き替え、並びに車庫の嵩上げ工事であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費の職員宿舍改修事業 210 万円ではありますが、西林教員住宅の屋根塗装工事であります。

次に、2項小学校費の小学校施設改修事業 2,650 万円は、野沢小学校の屋内消火栓改修工事、群岡小学校のブロック塀修繕及び給水管修繕工事、奥川小学校屋上防水工事であります。

以上、国の第2次補正予算にかかる総額につきましては、1億 1,950 万円とするものであります。

次に、国の第2次補正予算関連事業以外の内容についてご説明いたしたいと思っております。8ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、2款総務費、1項5目財産管理費のうち修繕料 200 万円の追加は、庁舎等にかかる修繕料であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費であります。国の第1次補正予算事業であります園芸ハウス整備工事 103 万 6 千円の減は、事業完了に伴うものであります。

次に、園芸ハウス復旧補助金 370 万円の新規計上ではありますが、昨年 12 月の大雪に伴い、園芸ハウス 13 棟に倒壊又は歪みの被害が生じたことから、その復旧費用の一部を補助するものであります。

次に、2項1目林業総務費のうち工事請負費 193 万 1 千円の減ではありますが、これも国の第1次補正予算事業であります菌床栽培ハウス整備工事完了に伴う減であります。

次に、8款土木費、1項2目道路維持費 3,115 万 2 千円の追加は、除雪費にかかる燃料費と除雪委託料であります。

次に、10款教育費、2項2目小学校の教育振興費と3項2目の中学校費の教育振興費は、ともに国の第1次補正予算事業であります電子黒板の購入等にかかる経費でありまして、事業完了に伴う減であります。

この他、国の第1次補正予算の一部事業の完了に伴いまして、事業費の組み替えを行う

ために、1 款 1 項 1 目の議会費、2 款 1 項 5 目の財産管理費、同じく 1 項 10 目のふるさと振興費、3 款 1 項 3 目の老人福祉費、6 款 2 項 1 目の林業総務費において、それぞれ公共施設用のデジタルテレビ又はデジタルチューナーの購入費を計上させていただいたところであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　6 款の農林水産業費でお尋ねをいたしますが、園芸ハウスの復旧補助金 370 万円の計上であります。園芸ハウスそのものの所有者は町なんですね。今現在。そうすると、町の施設を借りて作物を作っておられると。これがなぜ補助金なのかということが私解せないのですけれども。復旧する主体というのは、今現在その倒壊したハウスを使っておられるそのかたが復旧主体だというふうに解してよろしいかと思いますが、じゃあ、町と使用者の使用契約というのは一体どうなっているのかと。聞くところによると、使用者は万が一の事故に際して共済というんですか、保険に入らなければならない。保険に入ることが義務づけられていると、そういうことですが、その保険で被害相当額出るものはどういう扱いになるのですか。その保険の被保険者はいわゆる使用貸借結んでいる、現在使用している人だと思うんですが。それを町はどういうふうに処理するのかね。ここでは、例えば私なら私が園芸ハウスを使っていたと、雪害に遭ってちゃんと直しましたよということがまったく予算上は、その人の負担額がこの予算上は出てこない。町は補助したよという額しか出てこないんですよ。この 21 年度には、雪がドカ降りして 13 棟の被害出たけれども、使用者がいくらいくら負担して直したとかね。そういうことが出てこない。それと、これ私の一方的な思い込みなので間違っていたら訂正してほしいのですが、13 棟資料出ていますけど、これをそれぞれの管理者 A さんから G さんまであるけど、この人たちで直せということなんですよ。補助金だから工事完了して元通りになったということを町が検査して、じゃあ、なんぼだ、2 分の 1 出すと言ったのかな。その 2 分の 1 の補助を出しますよというこの事務処理になると思うんですが、今次補正に出るということは、3 月 31 日までにこの工事を完了しろと。でないとこれ一般的に考えればそうでしょ。会計年度独立の原則からして。そうでないと補助金が出ませんということじゃないですか。だから、一つはどういう貸借契約になっていたのかということと、もう一つは復旧工事の完成年月をいつにしているか。31 日までにできなければこの補助金の行方はどうなるのか。このことをまず初めに聞いておきたいと思います。

○議長　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　お答えいたします。町と使用者の契約からお答えいたします。

パイプハウスのリース事業を受ける際に町と借主であります農家との間で耐雪型パイプハウス施設利用契約書というものを交わします。その契約書の中身であります。もちろんリース料、使用料は毎年収めていただくと。それから施設利用者の義務ということで、第 5 条にうたわれているものであります。「使用者は施設の善良な管理を行い、維持管理に万全を期すものとする」、これが 1 項でございます。第 2 項、「使用者は施設を第 2 条に

定める目的以外に利用し、または第3者に転貸、権利の譲渡もしくは担保に供してはならない」、これが2項でございます。第3項として、「利用期間中の維持管理に必要な経費及び損害（災害も含む）を受けた場合の修理費等一切の経費負担は農家が行うものとする」、それから第4項としまして、「利用者は本契約締結後、速やかに福島県農業共済組合連合会における園芸施設共済に加入しなければならない」、そういった内容の契約を交わしてございます。今回の被害に遭われた農家につきましては、この契約に基づきますと、農家が被害を受けた損害の修理については農家が行うというような内容の契約でございます。そのことから町といたしましては、町が修繕料なり工事請負費を予算を計上して修理をするのではなく、あくまでも被害を受けた農家が復旧するというところで今回補助金として、今次補正で予算計上いたしたところであります。

それから、復旧工事の完成のおただしでありますけれども、被害を受けた農家のかたに対しまして、町で農家のかたに意向調査をしております。復旧はどのくらいの時期に行いたいかという意向調査をいたしました結果、ほとんどのかたは3月ころにはというお話でありました。ただこれにつきましても農家の意向でありまして、実際その雪の状況とか、それによっては3月いっぱいまで復旧できるかどうかという部分については、今時点でははっきりしてございません。もし今回の予算案がご議決されましたら、早急に被害農家のかたと打合せを再度いたしまして、復旧にあたっての見込み等把握しながら、場合によっては3月いっぱいまできつというところでありますら、繰越明許費の手続きを3月議会でやりたいと考えております。以上です。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 契約のうちで利用者の義務として4つだけですか、あがっているの。契約書というのは長い短い。1枚くらいであれだったらコピーとって渡してもらえれば幸いなんですけれども。そうすると、3項をもう一回読んでほしいんですけども。利用者の義務として損害が起こった場合は、修理費は利用者負担だとかという項目があるようですが。共済というのは被害額の何割くらい出るのかね。恐らく全額はでないんでしょうけれども、今次の補正予算というのは共済でまかない切れなく残ったものに対して半額は町で補助しますよと、そういうふうに理解するんですけども。例えばね、12月の降雪が自然災害とみるのか、町は善管義務を怠ったんだというふうに見ておられるけれど、本当にそうなのかどうかというのは、どういう判断基準でそういう結論を出したのかね。いってみれば町は高いか安いかは別にしてリース料は取っているんですよ。しからば、使用者も善管義務があるけれども、町も善管義務があるんじゃないかと。使用料とる限りにおいては。ちゃんとした貸したような状態でちゃんと使ってもらいと、そういう義務を負っているというのは双方が負っていることで、例えば保険料で損害額の仮に8割出たとして残りの2割は利用者が負担するんですよ。それでもなおかつ負担が大変だろうから残った2割の50%は町が補助しますよと。そうすると町の負担というのはね、80%の2割、全損害の10%程度じゃないですか。あとは利用者全部持てと。そんなことで特に政策的に冬期間の農家の収入ということで、パイロット的な面もあるんですよこれはね。そういうことで保険料は農家負担だ、その出た保険はみんな突き出せ、こういう予算書にはまったく利用者がどれだけ負担したかということはまったく出てこない。これで本当にいいのかなとい

う感じするんですが、そういう処理が正しいんだというのであれば、私の勉強不足をおわびするだけなんです。持ち物が町なんだから、利用者が修繕費を負担金として町が取って町が修理するんだというのであれば分かるんですよ。負担ということが一つも出ていなくて。さっき課長が答弁されていたことで、できそうもなければ、修繕がね、年度末までできそうもなければ、繰越明許をお願いするとそんな簡単なものなんですか。そして、修繕はいついつまでにやってくださいというのが当たり前でしょ。それを雪の状況をみて、できそうになれば期間を延ばすというようなことで本当にいいのかどうか。予算の立て方として。そういう事務的なことも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今回のハウスが倒壊をした、そしてその後の対策についての、私から基本的な考え方について述べたいと思います。

今回のドカ雪については、これをどうみるかではありますが、これは自然災害ということでは通常ではないということの位置付けをいたしました。それはなぜかといいますと、この間パイプハウスは耐雪型であり、雪に強いというイメージがあったわけでありました。したがって、ある意味ではこの十数年間、この導入した結果、たった1棟だけです。雪害に遭ったというのは。したがって、これはやっぱり雪に強いんだなというイメージも私たちも一般農家の人たちもあったわけです。しかし、12月のあのドカ雪については、湿った雪であり、そしてそれが通常であれば、さらさらと落ちるであろうという想定の下にみんながあまり重要視していなかったということでもあります。しかしその状況について後でハウスの専門家なり、あるいはそうしたかたがたの話を総合いたしますと、相当湿っていた雪であり、そして初めから雪に雨混じりであったために、いわゆるこの通常使っていると空気中のちりとかごみとか、やはり着いてしまって、それがやはり歯止めになってしまったと。そしてそこにどかっと降ってしまったものですから、ばたばたとあの60メートルあるくらいのハウスが一気に倒壊してしまったわけでありました。したがって、そういう状況を各所私も見てまいりました。そこで倒壊をいち早く免れるために、ビニールハウスを切除したり、あるいは雪を降ろしたりというような対応をとってですね、当時職員あるいは農協のかたがたあるいはハウスの持ってるかたがたが総出で、どこ構わずやはり自分だけのうちではなくて、みんなそれぞれの持ち場、持ち場で対応していたということでありまして、相当な被害を被ったという判断に立って、町としてはこれは対策本部を設置するくらいな被害だという判断に立ったわけでありました。さてこの対策本部をつくった後に、これの復旧はどういうふうにすべきかということで担当課と協議をいたしました。それにはまず、町と農家経営者が、使っている人たちがどういう契約を結んでいるのかということについて今ほど議員から指摘された内容について協議をいたしました。内容は、詳しくは担当課から説明していただきたいと思いますが、その後ですね、いわゆる契約書に基づいて保険に入るといふこと、こういうことが事態を生じたということについての保険というのはまさにそういうことの対応だということで調べた結果、すべてのかたがたが保険に入っているという状況ではありませんでした。2、3保険に入らなかったかたもいたわけでありました。すべて保険に入っていれば、すべて同じような対応をとるといふことが当然であったわけですが、しかし保険の内容によってもですね、いわゆる期間がかかっている人の保険と、

大金入った人の保険の内容も違うわけです。したがって、一律ではないと。復旧災害費のじゃあ、どういうところに町の対応をすべきかというところを協議した結果、被害額とまず保険に入っているかたのその内容を被害額に対して保険がどのくらい下りるかということでそれを精査をしたわけです。まったく保険に入っていなかったというのは全額全部自分で持たなければならないわけです。そうすると一人当たり 200 万円から保険をですね、出ないと自ら負担をしなければならないようなそういうかたも出てくるわけでありまして、個々に判断をした結果ですね、総体的に引いた中でその総額の 50%を町として補助しようじゃないかということに至ったわけでありまして、したがって、保険に入っていなかったかたについても、その建物の 50%を支払うということになるわけでありまして、それは入っているかたと入っていないかたと、やはり保険額についての内容については、平等にしようということに落ち着いたというところでありまして、そこでいわゆるこの具体的に災害復旧をどうするかということについては、この後災害を被ったかたがた、今のハウスの組合等々がございますので、すぐに対応をとりまして、そして今回の町の対応についていろいろ協議をいたしました。その内容については、課長から報告していただきたいと思っておりますけれども、そういう中で今回の提案に至ったということでありまして、じゃあ具体的にその作業はいつごろから始まるかということになれば、早い人は雪が落ちてから今除雪機がありますので、早い時期にこれは復旧したいという話が出てきたわけでありまして、したがって2月末、3月ころからは私は早い人は除雪をしてハウスを建てる準備に入るのではないかとこのように思っております。4月からはいろんな種まきも始まりますので、その前にハウスをまず復旧していこうとこういうような段取りをしていきたいというふうに考えておりますので、なるべくハウスを持っていらっしゃる方の事業を行っていくのが筋かなとこんなふうに思っております。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 今回被害ありまして、その後1週間くらいしてから、今ハウスを持ってられる方、29戸の方でありますけれども、施設園芸組合という組合がございます。その組合員の方に全員集まっておきまして、今回のハウスの被害の状況等の話やら、今後の冬期間のハウス管理の講習会と申しますか、農協、普及所、あと共済まで来ていただいてやったわけでございます。その中で、出た話ですと、今回12棟が全壊ということでつぶれなかったハウスも確かにございました。ま、ほとんどつぶれなかったわけですが、そのつぶれなかったハウスの所有者の方もおいでになりまして、私だったら冬期間はこういったハウスの補強対策をしています。そういったハウスもございまして、今回つぶれた方につきましては確かに今ほど町長が言われたとおり、雪の降りかたが例年と違いまして、先ほど町長がおっしゃったのは、初雪はある程度少量が降ってハウスに積もり、その雪が滑り落ちることによりまして、そのほこりなり汚れが落ちまして、その後ある程度雪が降っても滑りやすいものですから、積もらずに落ちるとそれが今年の場合は、ほこりが落ちる前に積もってしまったので、こういった12棟の倒壊につながったというそういった話もありました。しかしながら、今回の倒壊したハウスにつきましては、管理上冬期間のハウスの補強等については、まだまだ甘い部分があったということは事実でございます。町としましてはそういった状況も踏まえまして今回50%の補助金、共済保険に入っている方であ

ろうが、入っていない方であろうが、加入していない人については当然加入しているべきでありますので、共済金が入ったという仮定の下に50%の補助ということで予算計上したわけでございます。

それともう一つにつきましては、ハウスのリース事業、現在20年度まで72棟のリースをしてございます。リース事業につきましては、県単の補助金を受けましてそのほか過疎債を充当して町の事業として設置してございます。リース料の積算につきましては、事業費から県単補助金を差し引きまして、残りは過疎債、交付税参入でございますので、残りの3割それを12年間のリース料として、農家さんからいただいているわけでございます。町も持ち出しはない、農家さんについても通常農家さんが建てた場合の4分の1くらいのお金でそのハウスを利用できるわけでございます。今回被害に遭われた方、特に共済入っている方につきましては、12年間の収支を計算いたしますと、まだまだ全然得な事業であります。共済に入っていない方につきましても12年間の収支を計算しますとまだまだリース事業、今回被害遭われてもリース事業を受けたほうが得ということで、今回の補助金を計上させていただいたということでもあります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私は損か得かということではなくて、筋が通るか通らないかということに基づいて判断しているんですけど。町長も担当者も認めているように今回は、予想しないドカ雪だったと、それも湿っていたとつまりは自然災害の部分が相当に多いでしょ。そういうふうにも認めているんだよね。借り物だから借りるほうにとっては、借りた者は善良な管理の下でちゃんとしなければならないということは社会通念上当たり前なんです。契約書の中にある何番目だっけ、利用者は自己の責任において万一きそん、破損した場合は元に戻すと。それは善良な管理を怠ったときにそういう条項が適用されるのであって、今回自然災害だというふうにも認めたら、じゃあ悪いけれども共済で認められる分は町に採納してくださいよ、で、それでもなおかつ修繕費に不足を生じたらこれは町が責任を持って直しますというのが世間一般、通念上の解釈じゃないかと私はそう思うのですよ。だから私は、予算に計上するのであれば、共済から出る分を町は受け入れてそして不足分全部を修繕費として取るというそういう予算組みするのが当然じゃないかと思うのですが、まだ補助金ということにこだわりますか。補助金であるとするならば事務処理上の問題も当然出てくるんですよ。じゃあ、3月議会にこれを繰越明許にすればいいわというようなことでまた補正をあげるんですか。補助金の繰越明許なんてことはあるんですか。できるんだったらやってください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず一つは、今回は最初から言い忘れましたが、特例中の特例だというふうにもどもは判断をいたしました。各課とですね。それは、ある日突然突風のような、台風のようなものが来てですね、全部持っていかれてしまうようなことであってはですね、それはもう完全にこれは災害だと。しかし、毎年降るわけですよ雪は。たまたま今回は善良な管理かどうかは、そちらに置いておいてですね、今までだったならば雪は降ってもさらさら落ちるであろうという想定の下だったんです。しかし、中には補強している人もいます。そういう良好な管理というのはまさに人それぞれな管理の仕方によって、災害に遭

った遭わなかったということも今回明らかになったわけです。もう一つは新しいハウスについては、影響なかったんです。1年とか2年ぐらいの。4年、5年、10年近くなっているハウスがそういうふうになってしまったということでもありますので、こういうところを考えてみれば、やはり自然災害といえども、それぞれあるいはそれぞれの管理的な要素によって今回倒壊されたもの、あるいはゆがんだものというふうにそれぞれがバラバラだったわけでありまして。もう一つは保険に入るといっても5条における良好な管理というものにつながってくるわけです。これは義務付けられているわけです。そしてこういう場合についていわゆるこの保険を適用しながら復旧に入るといっても、当然やるべきことだったわけですが、今回倒壊した中においては、保険に入っていない方もあったわけですね。じゃあ、これから全部倒壊してしまったとあるいは自然災害だと仮に認めたならば、これまで建ったハウス全部町がやらなければならないということにつながってくるわけです。したがって、今回についてはやはり自然災害であろうとも、異例中の異例だと、これからは除雪あるいはこういう雪が降った場合については、良好な管理の仕方というものは分かったわけですから、それぞれ対応していただくということによって、今回はこういう措置をとろうということになったのが、内容です。もう一度保険の関係について、なんか首をひねっている方もおられますので言いますが、まず本来復旧すべき額、例えば100万円かかるということになったときに保険に入っている方については、70万円が保険から仮に出るといえることになれば、30万円はこれは本人持ちですよ。だけれども、まったく入っていない方は、100万円そっくりそのものなんては復旧できないわけですよ。ですから、保険金を引いた額、全部入っているよと。その引いた額に対する50%にしましょうということに実は統一したわけですね。これについては、課長も答弁するの忘れましたが、この対応をとったすぐに、その日のうちに倒壊した農家の皆さんにお集まりをいただきました。今回町としての対応の方法についてこういうふうな対応をしますけれどもどうですかということについて十分そのことについては、協議をいたしました。結果については、私は聞いておりませんが、その協議を早速していただいたということでもありますので、もしその内容についてどうであったのか、再質問等であれば担当課長から説明させていただきます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私の発言回数終わったんですが、町長は私の言うことを誤解しているようなので、ぜひ発言させてください。

○議長 内容は。

○清野興一 いや、私は保険に入っていない人は保険で賄われるであろう額は町が持つてなんということは一言も言ってないんですよ。なんか町長は、保険に入っていない人はそれは町でみるべきだとおれがそう言っていると理解されているようですが、私は保険に入ることが義務付けられていて入っていないんだから、それは入らない人が悪いですよ。査定額いくら保険から支払われるという額は、入っていない人はそれは自己負担すべきだと思っておりますよ。その保険に加入を義務付けているんだから、被害額の何割程度が保険でみられるのか分からないけれども、仮に7割みとすれば、3割でしょ。負担は。その3割分については、自然災害だと言っているんだから、町が全額持つべきじゃないのかと。

50%補助金でくれますよなんて言わないで。これがまったく誰が見ても善良な管理を怠ったとそういう事例については、それはちゃんと元に直してから町に返してくださいでいいだろうけれども、ビニールにほこりが着いているからどうかなんていうようなこと、予測できない事態であるでしょ。町の財政がいくら厳しいとしても、半額補助して370万円なら、あと370万円あれば、これは町のもので自然災害だから町がちゃんとやりましたということであれば筋の通った話じゃないですか。以上です。

○議長 暫時休議にします。(11時02分)

○議長 再開します。(11時12分)

2番、多賀剛君。

○多賀剛 私も一つお尋ねしたいんですが、総務管理の中で公園施設の修繕事業、さゆり公園周辺の街路灯の増設工事をしたいというお話ありましたけれども、具体的にはどの辺りにどれくらいの数計画なさっているのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 今ほどのさゆり公園の街路灯につきましては、ふるさと振興費の修繕料400万円の中の部分でございます。内容につきましては、野球場のスタンドの外周に2基増設を考えてございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 これはですね、経済振興課長にもお話したことあるんですが、今野球場のバックスタンドの周辺、後方に2基増設したいということなんですが、実際今付いているんですよ。その街灯は。ただそれは普段点かないような状態になっている。この前町長にもちょっとお話しましたけれども、あそこは野球場のナイター照明が点くときに全部周辺の街灯は点くんです。だから私は電気の専門家ではないですけども、経済振興課長は電気の専門家に見てもらってなかなか難しいような話も聞きましたけれども、普通電気というのは、配電盤があってブレーカーがあって点けたり消したりできるもんだと単純な私理屈もっていたんですが、野球場のナイター照明が点くときにさゆり公園周辺の街灯がみな光々と点灯するんです。だからあの街灯は壊れているわけではない。だからこの街灯増設すると私はその外灯が足りないところ暗いところに増設するということであれば理解できるのですが、あとどうしても配線がなかなか難しく、当時施工した業者がいなくなっちゃって、難しいんだという話も聞かさせていただきましたけれども、緊急避難的にバックスタンド裏に付けるというのであれば分かるのですが、それはどうしてもダメなのかどうか。それとあともう一つ別な意味で、別な見方すれば、いわゆる経費の節減からいえば野球場のナイター照明が点くときというのはさゆり公園周辺、多目的広場も含めてものすごく明るくなるんです。そんなときこそ街灯なんかいらなくらい明るいです。だから普段は点かなくてもね、逆にいいのかなとも思っていますが、できれば今ある街灯をなんとか普段点灯できるような努力をさせていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 街灯の件についてお答えいたします。今回2棟新規に付けるということで予算計上させていただきましたが、今議員さんおっしゃるとおり、ナイターが点くときはすべての街灯が点くと、非常に不効率だというお話でして、私も電気のほうは詳しくは

ないんですが、業者さんにお聞きしましてなんとかその切り替えできないのかというようなお話もしまして、専門業者さんに言わせるとその切り替えをするよりも、この2基増設の方が経費は安くなるでしょうという話で今回2基増設したわけでございます。もう一度ですね、きちんと業者さんにどういったことでこっちの方が安くなるのか、本当に切り替えをすれば、いくらかの予算がかかるのかということはきちんと確認をとりまして場合によっては、違うやり方で安くできるんでしたらそっちの方向で考えるということで検討してまいりたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問します。まず1点目はこのような不況の中でですね、この修繕費あるいは、工事費の中で地元業者が施工可能、要するに地元業者に発注できるような割合はどの程度、大まかでいいんですが、どの程度でしょうか。それが1点と。

あと群岡小学校の水道の工事の件です。これは赤水対策だと思うんですが、以前、赤水対策で1回やってますよね、その時にその業者に対する瑕疵条件がずっと続くんだという話を聞いたことがあるんですが、その辺の関係はどうなっているんでしょうか。

それと3点目として今ほど同僚議員からあったように園芸ハウスの件でありますけれども、分かったようで分からないですが、個人負担としては1棟どのくらいが見込まれているのかということと、復旧は全棟に及ぶのかということと。

それからですね、その前にでしたが、だいたいこのハウスは1棟いくらかの工事費でなったのかということをお聞きしておきたいと思います。

そして、後はこの工事を発注するのと、施工主は借りた人がやるのか、持ち物がまだ町のものとするればその辺の関係どうなのかということと。

それから、保険加入者と未加入者との関係ですね、説明会やられたということですが、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回の国の第2次補正予算の関係でございますが、事業の中身が先ほど申しあげましたように公共施設の修繕関係ということで、しかも交付金については議員がおっしゃったように、できるだけ地元業者の皆さんにやっていただくようなそういった細かな修繕をあげてくださいということで今回交付金がきております。しがいまして、例えば水道あるいは下水道の関係ですね、どうしても外部に発注しないとできないような機械機具を除きまして基本的にはできるだけ地元の業者の皆さんにやっていただくということを前提として進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 それでは群岡小学校の給水工事に関しましての瑕疵担保責任についてご説明申し上げたいと思います。群岡小学校の赤水対策ということで、平成18年に磁気装置を設置をいたしまして、赤水対策を行ったところではありますが、その後水自体は改善の方向には向かったわけですが、まだ浄水器を通さないで飲み水にするまでには適していない状況でございますので、今次の補正予算で改修をお願いしたところでございます。

瑕疵担保責任でございますが、18年当時の業者からは瑕疵担保責任ということで保証書をいただいておりますので、本予算がご議決いただきましたらば、当時施工した業者とそ

の内容について協議をしたいということで考えております。場合によっては、工事費を返還いただくということもあり得るということでございます。以上でございます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 パイプハウスのご質問にお答えいたします。町が補助金を支出して、残りの個人負担はいくらかというご質問でございますが、まず復旧費用につきましては、今回ビニールの資材についてはこれは消耗品ということで対象外ということでして、あと中の設備、パイプハウスの中には加温設備かもしくは灌水設備、どちらかが設備として備わっております。その設備については、倒壊した12棟すべて再利用が可能ということで、被害はございません。ということで今回復旧にかかる費用はパイプの資材費、それから設置費でございます。まず農家の負担につきましては、まず保険に加入されている方につきましては、設置費用部分がだいたい個人の負担ということで20万円前後になるかと考えております。保険に加入されていない方につきましては、70万円くらいになるかと考えております。それから、復旧は個人でやるのかというご質問でありますけれども、基本的には復旧につきましては農家さんそれぞれにやっていただくと。ただ町としましては、農家さん、皆さんと協議をしながら、例えば資材の共同購入とかそういった手配につきましては、できる限りのご協力をさせていただきたいと思っております。復旧にかかる設置費用でございますが、農家さんの中には自分でできるという方もおりますので、その方については自分でやれば設置費用はその分浮くというような考えでありまして、個人で復旧をしても業者に頼んで復旧してもそれは町としてはどちらでも構わないということでございます。

(不規則発言あり)

まず一つ目、できた時の工事費につきましては1棟約150万円でございます。150万円といえますのは、中の設備が灌水設備のパイプハウスでございます。加温につきましては、それよりも高い、200万円近くの工事費となっております。一応、被害者説明会を開催いたしまして、お集まりの農家さんは復旧するということで話はもらっております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 さっきの工事費は分かったんですが、材料費込みの総体的にという点も報告お願いいたします。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 復旧にかかる費用ということでございますが、パイプの資材費だけだと標準的な45メートルのサイズで96万円ほどでございます。そこに設置費まで入れればプラス25万円ですので、120万円ほどになります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それでは工事は施工者がやっても自分でやってもどうでもいいと。それで元に戻るといことですね。ということは、契約は以前のまま継続するのか、新たに今後ね、新しいものが建つわけですから、その辺はどうなってますでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 パイプハウスのリース事業については、12年間のリース事業ということですのですべての方やっております。今回被害を受けましたハウス、仮に17年設置、18年設置、19年設置というハウスでございますが、18年設置の方につきましては12年

ですから平成 30 年までのリース契約になってございます。今回 3 年して倒壊したということでございますけれども、今回復旧したとしても今回の復旧から 12 年ということではなくて、18 年当初の契約から 12 年ということで、あくまでも平成 30 年までのリース契約ということでございます。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今日の日程は午前中内であるだろうとそういう想定の下に。

(「そんなこと言わなくても」との声あり)

いや遠慮しているから言っているんだよ。聞きたい人いっぱいいるんだから、簡明に答弁してもらいたいのよ。

まず最初にさ、今、緊急雇用対策として今国から出た 1 億なにがしというのは、これはあれかよ。公共施設修繕に限定されているんですか。まずその辺から。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただ今議員おただしのおり、今回の臨時交付金につきましては、いわゆるきめ細かな臨時交付金ということでありまして、地元業者でできるだけできる公共施設の修繕にかかる事業をあげてくださいということで国から指示が来ております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 総務課長、きめ細かなというからきめ細かなという意味が分からないんだけど、例えばですよ、2 款の総務費で聞くんだけど、野球場の施設改修事業ですか。これ 2,500 万円ほど計上されているんだけど、1 億ちょっとくらいの 4 分の 1 をこのウェイトを占めているんだけど、今砂を入れ替えしなければ、グラウンドとしての使用は不可能なのか。またそれ以外になんかまたその、せっかくの政府のこのあれを使い道なかったのか。

それとあと、3 回しかできないから聞くんだけど、2,500 万円の金額どんなふうに査定したというかな、なんていうかな。2,500 万円の根拠。例えばこれ今緊急雇用が出てきてから 2,500 万円というのが出てきたのか、2,500 万円の見積もりはいつやって、誰がやってどのような形でやったのか。

それと、これは仮に議決すれば、発注の段階になるんだけど、一般競争入札になるのか、随意契約になるのか、その辺。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回のさゆり公園の野球場の関係につきましては、8 ページにございますように 2,500 万円のうち、設計監理の委託料で 310 万円、それから工事費で 2,190 万円ということで計上をさせていただいております。これは今まで利用者の皆さんから要望がございまして、設置以来かなりの年数が経っておりまして、非常にグラウンドが硬くて競技をする際にけがをしやすというようなお話が多数寄せられておりました。そのような状況の中でなかなか財源がなかったわけでございますけれども、今回こういった修繕関係で交付金を使っていいですよということでございますので、この交付金を活用しまして、町民の皆さんが利用する施設の改修ということで計画をさせていただきました。

この施工にあたりましては、今後いろいろ検討してまいりますけれども、指名競争入札になるか、修繕関係でありますのである程度その専門的な業者をお願いするというように

なりますので、何らかの入札行為をもって業者の選定にはあたりたいというふうに考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 聞きたい人いっぱいいるから遠慮して質問しているんだけど、いわゆる、なかなかそういう砂の入れ替えをする機会がなかったと。それでもって2,100万円って言ったっけか。砂の入れ替え。総務課長何聞いているんだ。2,100万円って言ったっけか。砂の入れ替え。

(「2,190万円です」との声あり)

このあれからしても2,100と言ったけど大変なんだよ、金額は。例えばな、これだけ使わなかったって、例えば学校のグラウンドだって雨降って水の引きにくいところもあるんだし、そうこともあるんだから、なんでこれ、専門的なこと分からないけど、そういうこと考えればこんな金額ここさ入れなきゃならないというのは、あったのかよ前々から直してくろという言われた要望があったというけれども。それで待ってあと質問できないんだから。それで町の業者に発注ということも言ったけれども私が聞いているのは2,100万円であろうと何であろうと、見積もりがどんなふうにとったのか。今前々からやらなきゃならないというもとに2,100万円という見積もり取っていたのか。地域雇用何とかが出てきてそれから見積もり取ったのか。それを聞いているんだよ。待って待っていいか。そうになると、今この雪の真っ白な時にな2,100万だか、2,500万でこういう見積もり取れるはずないんだよ。その関係と、それから一般競争入札が随意契約かな。随意契約というのはこれはくせ者なんだよ。私から言わせると。おめーのところとおめーのところとやってくろと。相見積りすればいいとな。そういうことでは困るから聞いているんだよ。しっかりした答弁、質問に対しての。あちこちそんなぐるっと回ることはないから。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それではまず第1点目のこの事業の選定にあたってでございますけれども、これは前々から要望があつてなかなかできなかったとことで先ほど申し上げたとおりでございます。

見積もりも以前から取っております、最近の中では昨年の5月に取っておりますけれども、なかなかそれができる機会がなかったということでもあります。

契約については、議員のほうから随意契約というようなお話がございましたけれども、随意契約ということは先ほど申し上げておりませんので、一般競争入札になるか、あるいは指名競争入札になるか、どちらかの入札方法をもって、入札で業者を決定していきたいというふうにお答えいたしましたので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 2つほどお聞きいたします。

地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の中です、ほとんどわが町としては、修繕費というような形の中で、計上されているんですけど、その中で今年度雪が多いために除雪費として、3,086万4千円ですか、これが追加というような形の中で出ているんですけど、今年度ね、雪の状況は例年に比べれば確かに余計であったんですけども、この除雪費の3,086万4千円がどのような計算というかね、これだけ足りないんだから追加し

てくれということで出してきた金額と思うんですけど、これからもやはりそういう雪の降る状況を想定しての計上なのか。まずその点。

それからですね、これは学校のやつかな、電子黒板も買ったんですけど、デジタルテレビの購入資金としてというように課長は説明されてなにがしの何項目かあげてあったと思うんですけど、デジタルテレビ購入費というのはですね、各学校になるのか、公共施設に設置するというような考えなのか、それらについてもお尋ねいたします。

はい、以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 除雪費についてのご質問にお答えしたいと思います。この除雪費につきましては、この臨時交付金とは関係なくですね、不足をきたしたということで今回計上をさせていただいたところがございます。それで今年度につきましては、12月早くから降雪がございまして、1月にもドカ雪があったということでございまして、不足というような方向になったわけでありまして。これからの除雪費用につきましては、過去4年間の平均額で今後必要な経費を上乗せしまして、合計でだいたい9,800万円くらいな委託料が必要だろうということになりまして、不足額分を今次補正で上げさせていただいたということでございます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 デジタルテレビの関係でご質問がございましたのでお答えをしたいと思います。今回デジタルテレビの関係を購入いたしますのは、21年度の国の第1次補正予算でいただいた事業費の中で、今回の6款のほうで園芸ハウスと菌床栽培ハウスの整備工事の減がございすけれども、これと議員がおただしのありました教育費の小学校、中学校の教育振興費の中で教材費、教材用備品がそれぞれ減額になっております。これが電子黒板の分でございすけれども、これが事業の完了によりまして、事業費に不要残がでたということでこの分を減額いたしまして、この減額したうちの一部を活用いたしまして町の公共施設にそれぞれまだデジタルテレビが入っていないところに設置をしていきたいということでもあります。設置場所ということでございすけれども先ほどご質問にありました学校関係につきましては、昨年 of 国の第2次補正で予算をいただきまして既に整備済みでございます。そのほかに今回設置いたしますのは、ロータサイン、それからオートキャンプ場、それから役場窓口だとか、議会の事務局もそうであります、窓口、宿直等に設置するものでありまして、このデジタルテレビで31台ほど。それから生活支援ハウスのほうにデジタルチューナーを14台設置をするということで今回予算をお願いしたところであります。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 除雪費のほうでまたお伺いするんですけど、この3,086万4千円、その中身のこれからのことについても分かるんですけど、以前にも一般質問のような形にはなるんですけど、町の除雪車は2名の乗務になっているんですけど、今度あれですか、町では除雪組合と契約した中身では2名になっているんですか、1名になるんですか。というのはそれによって、除雪費のお金が変わってくるわけですね。町のほうでは町民の安全、安心が第1だということで2人業務にはなっております。町の除雪組合と契約した町の今の状

況の中では、どのような形となって契約しているのか。先ほど園芸ハウスの契約の中身の
ような中身で聞いていけばどういように今はなっているのか。この1点だけお聞きしま
す。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 除雪費についての再質問にお答えいたします。

まず除雪の受託組合に委託をしている路線についてのオペレーター、助手についてのご
質問でございますが、今32台受託組合に委託をしまして、除雪をしていただいております。
その大半がですね、町の直営の部分につきましては、14トンとか16トンとかというよう
な大きな機種でございますが、助手席もきちんと備わっている機械を町の直営は使ってい
るわけでありまして、受託している除雪機械につきましては、そもそもが現場用の建設機
械を冬期間使わせていただいて除雪に使用しているということでございまして、大半が7
トン、8トンというような小さな機種の機械でございます。いわば小さな町道の除雪作業
をやっていただくというような形でやっているというようなことでありまして、そもそも
が1人乗りというような形で車検を受けております。そういったことで助手については町
の積算には入れてございません。そういったことで委託料を決めて委託をしているという
ようなことでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 細かいようなことを聞くようですけど、国なり県の指導では除雪車は2人
乗務で安全確保を図ってやりなさいという指導は来ていないのですか、来ているのですか。
まず、それをお聞きします。もう3回目でこれ以上できないというようなことなので、き
ちんとした答弁をしてくださいよ。県の指導はどうであるのか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 そうでは答弁します。県の指導はどうかというようなことでございま
すが、県から特にそういった指導はございません。ただ助手をつけて安全確認をしながら作
業をするのは、望ましいというように思っておりますが町の直営はそういった体制をとっ
ておりますが、先ほども言いましたが、小さな町道の除雪をする小さな除雪機械には助手
を同乗するスペースがないということでございまして、1人乗りというような形でありま
す。そんなことで。

(「1人乗りで契約しているということだな」の声あり)

当然そういったことでありますので、助手を入れない形で委託料を積算いたしまして、
それでもって契約をしているということでございます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと、2、3お尋ねしたいと思いますが、まず1つは繰越明許費にかか
るやつで、これは総務費から教育費まで13事業ございますが、この事業は年度内に発注す
る予定なのかどうか1つと。

それからそれぞれ事業の中で設計監理委託料が出でおりますが、10%を超えておりま
すね。これは通常の比率なのかどうか。私の記憶だとだいたい7、8%くらいが今までの設
計監理委託じゃなかったのかなという感じをもったんですが、その辺について説明をお願
いいたします。

それからもう1つはですね、8款の土木費の中で橋りょう維持費500万円の工事ってありますけれども、この工事には設計監理委託料が入っておりませんが、これはどういうことなのか、説明していただきたい。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 繰越明許費の関係についてお答えをしたいと思います。まず各事業の中で、年度内発注なのかということをございますけれども、これにつきましては、年度内に発注できるものについてはできるだけ早期に事務を進めていきたいというふうに考えております。

それから設計監理委託の率合いでございますけれども、これにつきましてはそれぞれの工種によってあるいは金額によって率合いがそれぞれ変わってくるというようなことがございますので、今回計上させていただきましたのは、あくまでも概算ということで一つご理解をいただきたいと思います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 橋りょう維持費の補正につきましてご説明申し上げます。今回このきめ細かな交付金を使いまして、道路関係では橋りょうの維持補修を計上させていただきました。高欄の塗装工事が8橋りょう、高欄がひん曲がったりですね、入れ替えをしないとしょうがないというような橋りょうの高欄交換工事を4橋りょうというようなことで合わせて12橋りょうの補修を計上させていただきました。それでこういった積算につきましては、町の職員が対応できるということで設計監理委託料は計上しておりません。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回のきめ細かな臨時交付金の1億359万円ですか、これはどのようにしてされたのかということです。西会津にはこれほどやるからその中で予算を組みなさいというのか、あるいは1億から2億の間で要望しても結構ですよとなんていうことでこの1億359万円が決まったのか。この金額の決定までのいきさつといたしますか、手順といたしますかそれをお聞かせいただきたいということと、今回これによってやる事業費に全部該当させていいのか、あるいはこれによってやる工事はこの交付金を2割使ってやってもいい、あるいは9割使っていいというような事業の仕方かどうかということともう1つは、これからいろいろ入札して1億1,950万円ですか、入札すれば差額が出るばずでそれは返納しなければならないのか、それはまた新たに修繕費に向けていいのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の算定ということでございますけれども、これは国全体で4,500億円の配分ということでありまして、その内の市町村分が2,700億円交付されるということでもあります。その算定にあたりましては、1人あたりの人口、それから財政力、そういったものを基本としまして算定を行って、国のほうで行うものでありますけれども、その算定結果に基づいて今回1億359万2千円ほど交付額が決定ということで示されたところであります。

それから今回あがった事業につきましては、充当は基本的には10割充当ということでございますけれども、この総体で1億1,950万円ですか、これと補助金の差額は発注する

際のいわゆる請け差部分といたしますか、発注する際に交付金ぴったりの金額で発注することはできませんので、その分の若干の差額をそれぞれ各事業に振り分けて予算をつけていただいているということでございます。基本は100%交付金ということが基本であります。

それから、入札の結果、請け差が出た分ではありますが、これにつきましては別な公共施設の修繕事業に組み替えて実施をしていくということで、示された交付金額全額を使い切るという考えで事業を推進してまいる考えであります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは今回の交付金によって行う事業は、いわゆる交付金だけで事業をするのか、そこを確認しておきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど申し上げましたように基本は交付金10割ということでありますが、発注する際の若干の一般財源が必要になってまいります。その一般財源につきましては、財政調整基金のほうからの繰入金を充当させていただいて、発注に努めていくということであります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第8次)採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第8次)は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第2号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)の調製についてをご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、先ほど町長から説明がありましたように、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、下水道施設についても維持修繕事業の実施を計画したものでありまして、その所要額を計上するものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を増額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ2億2,486万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。7ページをご覧くださいと思います。

（「何ページだ」との声あり）

7ページでございます。

まず歳入でございます。

5款繰入金、1項1目、一般会計繰入金800万円の増額です。

臨時交付金の活用事業にかかる費用の全額を一般会計から繰りいただきました。

8ページをご覧ください。3の歳出です。

1款総務費、1項1目、一般管理費800万円の増額です。全額修繕料に計上しまして、野沢浄化センターの自動除塵機、大久保浄化センターのスクリーンユニットほかのオーバーホールや機器の更新等を実施したいと考えております。

説明が前後しますが、4ページをご覧くださいと思います。第2表繰越明許費について説明をいたします。前段で説明しました修繕事業につきましては、年度内の完了が困難でありますことから、全額800万円を平成22年度に繰り越しをして事業を実施する考えでありますのでご理解をいただきたいと思います。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今急ぎの説明を受けたわけなんだけれども、この国からの交付金があったから、そういった障害のあるものを直すというようなことになったんだけれども、なかったら直さなかったのか、その辺どうなんだい。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　今回こういった交付金がきました。それで1億ほどの事業が西会津町にきたわけでありましたが、その中でこういった下水道、この後出ます水道等につきましても、毎年維持修繕の計画に載せて整備をしているわけでありましたが、今回交付金を使えてやれるということで、今回この部分につきましては、先行してやらせていただくというような形をとらせていただきました。結果として次年度の当初予算のほうからその費用負担が少なくなってくるというような形でございます。先行して維持修繕を計上させていただいたということでございます。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　だからこういった機会だからこうしてやったんだから次年度の分は、例えばこれ800万円計上したんでしょう。これで出てこなけりゃ新年度の予算に800万円上げ

たわけかい。それちょっと。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 再質問にお答えいたします。はい、次年度の予算に計上して修繕を計画していた事業を先行して上げさせていただいたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第3号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)の調製についてご説明を申し上げます。

本特別会計につきましても、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、簡易水道施設についての維持修繕事業を計画したものでありまして、その所要額を計上するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,136万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

7ページをご覧ください。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、750万円の増額です。臨時交付金の活用事業にかかる費用全額を一般会計から繰り入れしていただきました。

8ページをご覧ください。3の歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費、750万円の増額です。

本会計も全額を修繕料に計上させていただきました。高陽根簡易水道の2号水管橋の修繕ほか8つの施設の13の各種施設の機器についてオーバーホールや更新事業を行う考えでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費について説明をいたします。前段で説明しました修繕事業につきましては、年度内完了が困難でありますことから、全額750万円を平成22年度に繰り越しして事業を実施する考えでございます。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　1点だけお尋ねいたしますが、なんか説明によると高陽根簡易水道の水管橋の何とかがって説明あったんだけど、もう1回工事の内容と、これは需用費で上がっているんですよね。750万円。ということは請負でなくて、品物を購入して職員が自ら修繕にあたるとういうふうに理解してよろしいですか。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　質問にお答えいたします。先ほど説明を申し上げました高陽根2号水管橋の橋りょう修繕工事ということでありますが、だいたい250万円ほどの費用を見込んでおります。これにつきましては、雪の重みで水管橋の一部が折れ曲がるような状況になっております。取り外しをしまして矯正をして新たに設置をしまして、管を敷設し直すといったその修繕を予定しているところでございます。

今回全額修繕工事ということで計上させていただきました。複数の業者に見積もりをいただきまして、それで金額の安い業者に依頼をしながら修繕工事を実施するというようなことで町職員が直接的にやるようなことは想定しておりませんで業者のほうに修繕をお願いするというようなことで考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第4号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、水道施設についても維持修繕事業の実施を計画したものでございまして、その所要額を計上するものでございます。

第1条、平成21年度西会津町の水道事業会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第1款水道事業収益。既決予定額1億6,417万8千円に530万円を増額し、1億6,947万8千円とします。その内訳であります。第2項営業外収益に全額530万円を増額し、6,596万3千円とします。

次に支出でございます。第1款水道事業費ですが、既決予算額1億6,417万8千円に530万円を増額しまして1億6,947万8千円とします。その内訳であります。第1項営業費用に全額530万円を増額し1億2,079万3千円といたします。

第3条、予算第6条中6,553万3千円を7,083万3千円に改める。なお、予算6条の額は他会計からの補助金の額を示しております。

2ページをご覧くださいと思います。補正予算実施計画により補足説明をさせていただきます。

まず収益的収入及び支出の中の収入でございます。1款水道事業収益、2項2目他会計補助金530万円の増額です。臨時交付金を活用して実施する修繕事業にかかる費用につきまして、一般会計から繰り入れいただきました。

次に支出でございます。1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費であります。修繕料530万円の追加です。大久保浄水場の場内クラック修繕工事、小島浄水場の次亜タンク修繕工事などを実施する計画でございます。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今次第8次の補正予算につきましては、国の第2次緊急経済・雇用に関する事業でありまして、昨今の経済不況に対し少しでも活性化につながるよう町としても期待しているところであります。ご議決いただきました主な事業につきましては、繰り越しとする内容が主なものでありますが、早期に発注できるよう努めてまいります。

また、雪で被害を被った農家への対応にも早速取り組んでまいります。

今月14日には、雪国まつりを執り行いますが、議員各位にもご参加をいただき、盛大に盛り上げていただきますようお願いいたします。

寒さ厳しき折、議員各位におかれましては、健康に十分気をつけていただき、ますますのご活躍をご祈念いたしまして閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長 これをもって、平成22年第2回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時14分)